## 求職活動状況申立書

児童名	生年月日	
施設名	歳	在園 • 申込

1	現在の 活動状況	→下記2求職活動の方法・3求職活動中であることを			
		□現在、求職活動を行っている。 確認できる書類、裏面(1)直近3か月の求職活動			
		内容をご記入ください。			
		□保育所入所後に求職活動を →裏面(2)入園後の就職活動計画をご記入ください。			
		開始する予定である。			
	求職活動の方	求職活動を行っている方のみ、あてはまる□にチェックをいれてください。			
		(複数回答可)			
		□ハローワーク (職業安定所) に行っている。(週 回程度)			
		(在学中の方は就学要件での申し込みとなります。)			
2		□ハローワーク(職業安定所)以外の就労支援サービスを受けている。			
	法	※登録機関名称( )			
	<b></b>	□会社説明会に参加し、採用試験を受けている。			
		※最近1か月の状況(会社説明会 回/面接 回)			
		□求人情報誌(チラシ、広告など)で仕事を探している。			
		□新聞・インターネットで求人情報を検索している。			
		□その他			
0	求職活動中であることを確	□書類あり			
3		□ハローワークカード□雇用保険受給者資格証□→写しを添付□□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□			
		□就職斡旋期間登録画面 □その他 ( )   してください			
	認できる書類	□書類なし			
	この申立書の内容	。 ドに相違ないことを申し立てます。			
	認可保育所				
1	保育所に入所2か月	以内に週4日以上、1日4時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出します。なお、就			
労?	を開始しなかった場	合、就労証明書を提出しなかった場合は、保育所を退所させられても異議はありません。			
□幼稚園・認可外保育所					
申請日の翌月1日から2か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出します。なお、就労を開始しなかった場					
合、就労証明書を提出しなかった場合は、保育の必要性の認定を取消されても異議はありません。					
		年 月 日			
	住 所	大田区			
申立者					
署名又は 氏 名 印					
記名押印					
	電 話				
※求職活動中の方の保育給付認定期間は <b>申請日の翌月1日から2か月です。</b> (ただし、申請日が1日の場合は翌					
月:	末日まで。) <u>保育給付</u>	認定期間終了後も、継続して利用を希望する場合は、この求職活動状況申立書と「子育て			
のための施設等利用給付認定・変更申請書(第2号又は第3号)」の提出が必要になります。					

## 求職活動内容

月	週	(1)直近3か月の求職活動内容	
(例)		R. 〇. 〇. 〇 会社説明会 (株) △△△ R. ○. ○. ○ ハローワークで職業検索	
		R.○.○.○ インターネットで(株)□□□に面接応募	
	1週目		
先々月	2週目		
元ベ 月	3週目		
	4週目		
	1週目		
先月	2週目		
<b>元</b> 月	3週目		
	4週目		
	1週目		
<b>∧</b> □	2週目		
今月	3週目		
	4週目		

月	週	(2)入園後の求職活動計画
(例)		R. O. O. O 会社説明会 (株) △△△ R. O. O. O ハローワークで職業検索
	1週目	
入園月	2週目	
八图月	3週目	
	4週目	
	1週目	
翌月	2週目	
<u> </u>	3週目	
	4週目	